

Title	〔商法 三一五〕 多額の未収売掛金発生の場合における検査役選任申請と会社定款所定目的の制限対象
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.7 (1991. 7) ,p.140- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910728-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三一五〕

多額の未取売掛金発生の場合における検査役選任申請と 会社定款所定目的の制限対象

〔判事事項〕

一 多額の未取売掛金の発生が商法二九四条一項の不正の行為又は法令に違反する重大な事実の存在を疑うべき事由に該当しないとされた事例

二 建設機械輸出業務が定款所定の目的の範囲を逸脱したものでないとされた事例

〔参照条文〕

商法二九四条一項

〔事 実〕

本件抗告の相手方・被申請人であるY会社は、資本金額一億円の株式会社である。Yは、昭和五三年八月に海外事業部を新設した。Yは、昭和五四年一月から同年七月にかけて、台湾の訴外Aに対し、代金合計約六億円に及ぶ建設機械の輸出貿易を行った。その代金のうち四億八四二万七〇八四円については、

（東京高決昭六〇年五月二一日
昭六〇（ラ）一四号検査役選任申請却下決定に対する即時抗告事件）
判例時報二一五七号一五三頁、金融・商事判例七二七号一六頁

支払を得ることができず、未取売掛金として計算書類に計上された。なお、Yの営業利益は、昭和五三年事業年度において約一億円、昭和五四年事業年度において約七億円である。

本件抗告人・申請人であるX等は、Yによる右のような業務行為は、商法二九四条一項所定の事由に該当するとして、会社の業務および財産の状況を調査させるために検査役の選任を裁判所に申請した。原決定は、X等の申請を却下した。そこで、X等は、次のように主張して、本件抗告に及んだ。すなわち、

①Yは、海外貿易業務につき、右のような取引が初めてであるのに、Aの信用調査を尽くさぬまま漫然と、不利な決済方式、契約書不交付、荷受人・通知人と支払人不一致の注文書、第一回の荷送り後の決済未了の間の第四回までの荷送り、第一回荷送り分の代金支払遅滞判明後の第五回以降の荷送り、決済期間延長などさまざまな取引を行い、右取引による損失を最少限にと

どめる注意を怠った結果、四億八四〇〇万円という、Yの經理に重大な影響を及ぼす規模の未収金を生じさせたものであるから、右一連のYの業務執行においては、善良なる管理者の注意義務を著しく怠ったものといふべきである。

②前記取引は、Yの定款所定の目的の範囲を逸脱するものであり、このこと自体は、その後定款変更があったからといって治癒するものではない。

③Yには、その業務の執行に關し、法令もしくは定款に違反する重大な事実のあることを疑ふべき事由があることが明らかであるが、原決定はそれを認めておらず、商法二九四条一項の解釈適用を誤っている。

〔判旨〕

抗告棄却。

一 Yが、結果において、四億八四〇〇万円を超える未収金掛金を計上するに至ったAとの取引については、一面において、A側の者の言を信用し、かつ、取引の成功を期待するあまり、その規模の大きさや海外貿易の特殊性にかんがみ、万一を慮って尽すべき、より慎重な注意・配慮を尽くさぬまま、あえて取引に踏み切ったきらいを否定することはできないが、他面においては、この取引が自己の企業に利益をもたらすし、その成功の条件はととのついているとの判断から、台湾貿易による営業規模の拡大を図ったものの、予期せぬA側の障害・経済事情の変化のために当初は予見されなかった未収金を生じ、右取引はそ

の目標を達成し得ないまま挫折の結果に陥ったともいふべきものであり、結局……諸事情を考慮に容れ、本件全資料を検討してみても、YのAとの取引に關連して、Yの業務の執行に關し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実の存在を疑ふべき事由があるものと認定判断するにはまだ足りないといふべきである。

二 Xらは、YとAとの取引は、Yの定款所定の目的の範囲を逸脱したものであると主張するところ、一件記録によれば、Yの定款に、目的として、貿易業や、建設機械というような營業品目が明記されたのは、昭和五年六月二二日の株主總會決議により定款の一部が変更されてからであり、それ以前の定款にはそのような目的は記載されていなかったが、右取引当時の定款においても、Yの目的としては、1石炭採掘及び販売、2電気機器の設計製作、修理加工販売並びに電気工事の設計施行、3造船及び修理、4石油礦油及びその他諸油の販売、5塗料及び炭化石灰の販売、6印刷及び製本、7紙袋及びその他包装材料の販売、8建材の販売、9土地建物物の賃貸及び売買、10土木建築並びにこれに關連する諸般の事業、その他の事項が掲げられており、多角経営により製造、加工、販売等諸事業の拡充発展を意図していることは明らかであるから、この定款の下においても、Aとの取引は、Yの目的を達成するのに必要又は有益な行為と認める余地は十分にあり、少なくとも、右定款所

定の目的との関連において、YとAとの取引につき商法二九四条一項所定の事由があると認めることはできない。」

〔評 釈〕

判旨第一点に反対、判旨第二点の結論に賛成する。

一 昭和十三年改正前商法一九八条一項は、「裁判所ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当タル株主ノ請求ニ因リ会社ノ業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査セシムル為メ検査役ヲ選任スルコトヲ得」と規定シ、検査役選任のための要件は、現行商法二九四条一項と比較するとまことに簡明である。現行商法規定のように選任要件がより詳細化かつ具体化されたのは昭和十三年の商法改正の時からである。すなわち、昭和十三年改正商法二九四条一項は、「会社ノ業務ノ執行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為裁判所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得」と規定している。右の昭和十三年改正商法二九四条一項の条文の「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」の部分が、昭和十五年の商法改正により、「発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」と改正され、現行商法二九四条一項となっている。昭和十三年改正商法が、検査役選任要件について、それ以前の条文の体裁によれば、「会社業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査セシムル為」というように単に目的を掲げるだけであつたのに対して、

選任のための事由を限定したのは、少数株主権濫用を防止する趣旨であるとされている（司法省民事局編纂・商法中改正法律案理由書〔総則会社〕一六一頁、奥野ほか六名・株式会社法解釈二二四頁）。

商法二九四条一項に規定されている「不正ノ行為」とは、会社の利益を害する悪意の行為をいい（中馬・注釈会社法二九四条注二六六卷三九九頁）、より正確には、取締役が自己または第三者の利益を図つて会社を害する行為を意味すると解される（森本・新版会社法二九四条注五（九卷三三〇頁））。本件判旨によれば、本件の機械輸出業務は、営業規模の拡大を図り、会社の利潤追求のためになされたとされ、取締役が自己または第三者の利益を図つて会社を害する行為とは認定されていない。従つて、本件は、「不正ノ行為」の場合に該当しない（同旨、久保田「本件評釈」ジュリスト九一六号一一〇頁）。

商法二九四条一項にいう「法令違反」とは、単に株式会社法の規定に違反する場合のみならず、その他の法令の規定に反する場合をも含むと解され（中馬・前掲注釈会社法二九四条注二六六卷三九九頁）、善管注意義務（商法二五四条Ⅲ項、民法六四四条）のようない般規定の違反も当然に問題となるとされている（森本・前掲注釈会社法二九四条注五（九卷三三〇頁））。そうであるとするれば、本件取引が善管注意義務違反とどのように関連するのかが問われることになる。

判旨が認定した本件取引にいたるまでの経緯とその後の対応からは、ただちに善管注意義務違反そのものの立証はむづかし

い。しかし、商法二九四条の検査役選任請求の場合は、違反そのものの立証は不要であり、「違反スル重大ナル事実アルコトヲ疑フベキ事由」が立証されればよい。違反そのものが立証されれば、検査役選任手続を経由することなくただちに損害賠償請求をすればよいのである。検査役選任請求を認めた趣旨は、そのような損害賠償請求をすべきことになるか否かを確かめていただきたいという一つの前提準備を認めた点にある。そのように解すると、少数株主権の濫用防止という点に十分な配慮をしなければならぬけれども、本件取引に関しては、判旨認定の事実から判断する限り、違反する重大な事実の存在の疑いを立証する段階にあり、検査役選任請求を認めてよい事例ではないかと考える（同旨、石山「商事判例の動向」の本件の検討・法律のひろば三九巻八号六六頁。反対、久保田・前掲ジュリスト九一六号一一頁）。判旨のように厳格に理解したのでは、前述の検査役選任請求を認めた趣旨に合致しない。

二 会社定款所定の目的によって会社の権利能力が制限を受けるか否かについては、種々論議されている（如美「定款所定の目的と会社の権利能力」商法の争点（第二版）三六頁以下）。学説の多数と判例は、制限肯定説を採用している。昭和四五年六月二四日の最高裁大法廷判決は、「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的の自体に限局されるものではなく、

その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実が必要であったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならない」と判示し（民集二四巻六号六二八頁）、この問題に関して、大勢を方向づけた。本件判旨もこの方向づけに従って判示しているものと解してよい。

右の最高裁判所の判断では、定款の目的と権利能力の問題、つまり、権利、義務の帰属の問題からいきなり「行為」つまり行為能力の問題へと論旨が発展・展開してしまう点に疑問がなくはない。私見によれば、理論として、この問題は、制限肯定説で説明しなければならぬものと考ええる。なぜならば、権利能力にしろ、行為能力にしろ、法律により承認され、認められたものなので、私的自治を基本とする民法体系においては、関係当事者の意欲した範囲でそれを認めれば、必要にしてかつ充分なのだからである。関係当事者の意欲した範囲は、定款の目的に示されている。法律の方では、意欲されなかった範囲についてまで、さしでがましく認める必要はない。従って、理論的には、会社の権利能力も行為能力も、定款所定の目的に従って制限される。しかし、現実の会社定款の目的は、判旨が示しているように、いかなる権利を取得し、いかなる義務を負い、いかなる法律行為をするかを個別具体的に列挙しているわけでは

ない。権利能力の点で、本件取引において問題となるのは、金銭所有権であり、建設機械給付義務である、行為能力の点で問題となるのは、売買契約である。およそ法主体において、現在の経済体制下、金銭所有権を得ず、動産給付義務を負担し得ない旨を意欲するものはいないし、また、その旨を意欲すれば、法主体として活動し得ない。さらに、売買契約(法律行為)を締結しない旨を意欲する法主体もないし、また、そのように意欲すれば、なんの活動もできない。会社においてはなおさらのことである。このように考えてくると、会社定款所定の目的は、理論的には、権利能力と行為能力を制限する役割を与えられてはいるけれど、現実には、その定款目的の記載のしかたから、何も制限することができず、結果的には、現行法の解釈として制限否定説に帰着せざるを得ないと考える。この意味において、制限肯定説を前提とした判旨とは、その理論構成において異な

〔最高裁判事例研究 二九一〕

昭二八24(最高民集七巻
二三号一六四四頁)

訴訟代理権の存否につき別訴で確認を求めることの許否

代理権欠缺確認請求事件(昭和二八・二二・二四第一小法廷判決)

るけれども、本件判旨第二点の結論に賛成できる。

なお、会社の目的は対内的には取締役の業務執行の範囲を定めており、その範囲を解釈する際には、第三者が関係し、取引の安全を考えなければならぬ対外的場合よりも、株主などの会社構成員の利益保護のため相対的にみて厳格に解するのが妥当との見解がある(阪整・大阪高決昭和五年四月二七日判批・法学研究五四巻一―一八頁)。検査役選任請求のような対内的関係においては、定款の目的の範囲はより厳格に解されることになる。右の見解は、各場面の利益をたくみに衡量し、解決をはかる卓見である。しかし、私見は、権利能力と行為能力の意味内容に忠実に従う現実結果的無制限説なので、右のような相対的な衡量を取り入れることができなくなっている。

(平成三年四月一〇日稿)

加藤 修

X(原告・控訴人・上告人)はY₁Y₂(被告・被控訴人・被上告人)に対して、Y₁Y₂がそれぞれの担当する訴訟事件について訴訟代理権を有していないことの確認を請求する旨の訴えを提起した。Xの主張によればこの訴えに至る事情は次の通りである。Xは訴外A(死亡)の選定家督相続人であるところ、Aの遺産に属する財産につい